

第三日 平成二十六年十二月十一日

開 議 午前九時五十九分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第二号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

お諮りいたします。発議第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、発議第二号の提出議員から趣旨説明を求めます。提出議員を代表して、相馬勝治君、お願いします。

〔九番 相馬勝治君 登壇〕

○九番（相馬勝治君）

それでは、今回の発議に対して趣旨説明を行います。

今回、藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議員発議として提出するに当たり、趣旨説明を行います。

これは、平成二十六年度における青森県人事委員会勧告に基づく職員給与等の改定に準じ、期末手当の額の改定を行うものでありまして、特別職及び教育委員会教育長職と同様に期末手当分の支給月額を二・八五カ月分から〇・一月分引

き上げて、二・九五月分に引き上げるものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本条例案でありますけれども、期末手当などを〇・一カ月分引き上げるということでありますけれども、町民、庶民にとりましても消費税の増税、なおかつ東北震災に遭遇した方にとりましてはまだ道半ば、スタートについたという段階でもありますので、議員の手当そのものを上げる、現段階ではないというふうに思いますので、本提案に同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、本発議に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから発議第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第三号「手話言語法」制定を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第三号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては本職にご一任願います。

日程第三、報告第十六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十六年藤崎町一般会計補正予算（第七回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十六号は承認することに決定しました。

日程第四、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第六、議案第六十八号藤崎町名誉町民の選定の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町の名誉町民の選定の議案でありますけれども、今般、提案は吉田 豊氏と木村守男氏でございます。それで、今回の名誉町民の選定をしたのは藤崎名誉町民選考委員会を置いて選考するというふうに条例上はなっておりますけれども、この名誉町民選考委員会はいっ行われて、それに参加した委員、出席委員全員を明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

名誉町民の選考委員の出席人員と日にちということでございますが、選考委員会につきましては十月二十一日に第一回目を行ってございます。十月二十八日に第二回を行ってございます。

出席委員につきましては、第一回目が中村文敏氏、飯塚 洋氏、須藤イコ氏、白鳥正美氏、小野達夫氏の全員が出席してございます。二回目の十月二十八日につきましては、中村文敏氏、飯塚 洋氏、須藤イコ氏、白鳥正美氏の四人が出席しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十月二十八日の選考委員会といたしますか、これにはお二方の名誉町民としての推薦がなされたと思うんですけれども、その中で出された主要な意見などはあったのでございませうか。もしありましたら、お知らせいただきたい。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

会議の意見の内容ということでございますが、結果といたしましては兩名とも顕彰することについて適当と認めるというふうなことで決定をして、答申を得ております。会議の意見ということでございますが、両氏のよい点、あるいはまた悪い点、いろいろと審議されております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございせんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私は、本提案には同意できません。その理由についてでありますけれども、木村守男氏は、衆議院議員など功績が大変大きいという政治家でもあったということは多くの町民から認められているところだろうと思います。しかしながら、社会進歩と文化の交流に寄与したのかどうかという点についてはさらに熟慮が必要なものと判断しております。そもそも名誉町民の制度、運用に当たっては、名誉町民に政治家を選考選定することに私は同意できません。また、さらには二名同時提案ということの意味合いといえますか、何らかの政治的利用の懸念さえ私は今回の提案に感じるものでありまして、町長より提案された議案第六十八号名誉町民選定提案には同意できないものであります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

今回の議案第六十八号に対して賛成するものであります。その理由として、今回、選考委員五名によって選ばれたこの二人、吉田さんとそれから木村さんのこの二人は名誉町民に適するものであると私は認め、同意するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十八号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第六十八号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十八号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第七、議案第六十九号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十一号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七十二号藤崎町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七十三号藤崎町議会の議決すべき事件を定める条例の全部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十四号藤崎町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七十五号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十六号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七十七号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町営住宅条例の一部を改正する議案第七十七号でありますけれども、提案理由としては中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴って、我が町の条例の改正も行うものだというふうになっているんですけども、何か文章を見る限りはほとんど変わらないように受けとめておるんですけども、どういう内容で変わったのかということと、それから実際これ旧の規定で当てはまる方が町営住宅に入居していらっしゃるのかということについて、実態的にはどういうふうになっていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。今回の改正につきましては、この法律名の変更がございまして、具体的に内容の変更ということではなく、その法律名が変わったため、町営住宅に関する条例に載っているその文章にある法律名もそれに合わせて改正するというものでございます。

それと、この中国残留邦人が町営住宅に入居しているかということですが、現在は入居している方はございませんが、過去に常盤のほうで一名、藤崎のほうで一名というか一家族ございました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第七十八号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組

合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第七十九号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

津軽広域連合規約の一部を変更する議案でありますけれども、説明の中で第十二条の第二項中、広域連合の事務所を広域連合長の指定する場所に改めるとあるんですけれども、これはどういうふうな理由と必要性に基づいてこういうふうに変更するということでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回の改正でございますが、これまでに広域連合の事務所が樋の口、それから岩木庁舎、そして今回はヒロロというふうに三カ所、これまでの間に移動しました。また、今後こういうことがないように、用語の整理をするということで、規約の全体の用語の整理をした中に、この表現を使ったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

樋の口から始まって三カ所目だという、今回はですね。でありますけれども、それが広域連合の主たる事務所の変更だわけでありますので、規約上にも主たる事務所をどこに置くのかということは定める必要がある事項だと思われましてけれども、こういうふうに連合長の指定する場所というふうにすれば、この次は尾上にやるんだとかというふうなことになるれば、そういう変更の同意は要らないふうになるということなんですか。どういう必要性があって、こういう改定をせざるを得ないということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

これまでその三カ所が移動した場合には同様の手続を経てきたわけですが、これを簡素化するという事で、こういうふうな表現になったわけでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

簡素化もそうでしょうけれども、必要だからそういうふうに来てきたわけなんでありましょう。関連しまして、新旧対照表というのは何か我々には配付されていたんですか。私は見なかったんですけれども、新旧対照表を……。二十八ページですか。その中で、第五条第一号、次のように改めるというふうになっております。これも規約を整理したということなんでしょう。その第五条第一号など整理した理由を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回の規約の改正の大きな内容は、二十六年で広域連合の広域計画が終了するということから、新たな計画をつくる、その際に広域連合規約の第四条及び第五条の改正が必要となることから、今回の一連の規約改正を行ったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今後、津軽広域連合として、さらに新たにこの間小型家電だとかさまざまなことは私どもの該当する藤崎町との関係ではやったりしているんですけども、今後、広域連合で取り組もうとしている、想定している新たな事業などというのはあるのでしょうか。その辺はどういうお考えなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

小型家電は、次に控えております定住自立圏構想のほうで行うこととございます。今回の広域連合の規約の改正とともに、広域連合でどういう事業処理を行うのかということとございますが、今までどおり圏域の連携とそれから介護保険の認定というようなことの業務のみを行うことでこれからも続けていく予定とございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第八十号黒石地区清掃施設組合理約の一部変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第八十一号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書の提案でありますけれども、その中で次のように加えるという中で、aのところ、甲の役割ということでは、使用済み小型家電のリサイクルの効率的促進に関する調査研究を行うということ、b乙の役割ということで、使用済み小型家電のリサイクルの促進を図るとともに、必要な経費を負担するというふうになっておりますけれども、この必要な経費は基本的にどういうふうな算出をなさるものなのでしょうか。調査研究を行うという必要な経費を負担するというふうにもなっておりますけれども、基本的にはどういう考え方でこの経費を割り出すということになるんでございましょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。今年度まで各市町村と黒石の清掃施設組合で回収を行ってあったんですけれども、来年度以降は弘前地区環境整備事務組合のほうでもピックアップ回収といたしまして、各家庭から出された燃やせないごみの中から小型家電をピックアップして回収すると。回収そのものの費用というよりも、ピックアップで回収した小型家電を取引業者のところに運ぶための運搬料などが経費として発生し、その経費を弘環の負担金に算入して負担するというような内容です。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、概略説明、ピックアップ、取り出すための費用も必要な場合もあるんだろうと思います。それから運ぶと、運送費と。取引業者、民間業者に運ぶ。弘環の負担に上乘せしてやるんだということなんですけれども、その負担割合はごみの処分というか、そういう割合と同じような形で負担割合が算定されるといいますか、そういう考え方になるんでしょうか。その辺もうちょっと詳しく明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。先般の組合の会議で事務局より示された内容では、平成二十七年度の比率は平成二十七年度の弘環組合ごみ処理一般経費負担金割合で行いたいという説明でした。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決いたします。議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第八十二号訴えの提起の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町営住宅明け渡しの訴えの提起の案件でございます。これも町民の多くの方が新聞報道などに接して、これほど大きくなるまでどうしてらんだべのというような率直な意見も寄せられているわけでありまして。行政としましては、裁判だとかそういうふうにならないようなことを最善の努力をすべきものだと思っておりますけれども、ここまでに至った経過の概略を説明していただきたいということ。

もう一つは、氏名記載はされていないわけでありましてけれども、この方の訴えの対象の家族構成などありましたら、ひとり暮らしなのか、その方の家族構成、職業などについてお示し願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。第八十二号の訴えの提起の件でございますが、こちらの方につきましては平成元年から入居されて



おります。それで、平成二十年の四月から滞納の状況になりまして、その二十年間は通常にお支払いいただいていたんですが、その後二十年の四月から滞納が始まったということで、その後は建設課といたしましても滞納のたびに督促及び納付のために夜間徴収、それらは行っておりましたが、本人となかなか接触できなかったということで、その都度文書でその滞納の解消のための納付相談に来ていただきたいという文書もお送りいたしておりましたが、それらについて一切対応していただけなかったということでございます。

それで、この方につきましては、入居者ということでは女性の方で、家族も子供さんが二人ほどおります。本来、この町営住宅の家賃決定につきましては本人の収入報告をもとに家賃決定するわけでございますが、その収入報告も一切出していただけないということで、この方がどのような職業についているかというところまでも把握できないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

後に調停の件もあるんですけども、一つは接触もできなかつたと、職業についてもわからないというようなことなんですけれども、実際本人に行き会う時間帯もあるんでしょうけれども、もうちょっと努力が必要なのかなと思うんです。そのことはさておいて、この人の場合、調停ではなくて訴えをしたというところは、調停とあるいは訴えを提起するというこの区分けというか、仕分けといいますか、それはどういうふうな基準でお考えで、私は調停も十分あり得るのかなとも思いますけれども、調停の場合は出てこないと全然成立もしないということもあるんですけども、調停と訴えの提起をやらなきゃならないというその区分けはどういう指標なりガイドラインなりを設けて判断なさっているんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。ただいま浅利議員のおっしゃったとおり、調停の場合は本人が出席して、そこで調停の内容を決めるということでございます。ただ、この第八十二号、八十三号の二件につきましては、先ほど申したとおり、こちら側の要請というか文書、一切回答していただけないということで、調停の場にも出廷しないという可能性がございますので、その際は再度また訴えの提起ということで議決も必要ということになりますので、時間及び経費の関係で当初から訴えの提起ということでやる方法もあるということをお弁護士のほうからアドバイスをいただいて、このような形にしたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決いたします。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第八十三号訴えの提起の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決いたします。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第八十四号民事調停の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第八十五号民事調停の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決いたします。議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第八十六号藤崎町藤崎老人福祉センター等の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決いたします。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第八十七号藤崎町農産物直売施設の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

農産物直売施設の指定管理の件であります。提案理由の中でも拠点施設との関係で一年にいたしましたというようなことの説明もあったように記憶があるんですけども、団体としては一年を希望していたのでしょうか。二年だとか三年だとかという希望はなかったのでしょうか。その辺の実態についてはどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。この件につきましては、直売組合のほうの役員会の中でもお話しして了解をもらっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

農産物直売組合の昨年度の売り上げ、今年度の推移、それから何名のスタッフで、店長、パート二名ぐらいなのかなと思っていますが、スタッフは何人ぐらいでやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

推移ですが、何年度から……、昨年度だけでいいですか。二十五年度であります。全体の売り上げの手数料ということで二千四百万と。それが手数料入っています。売り上げの額ですが、これは毎月町のほうに報告が来てございます。販売額が一億四千六百八十万円となっています。

あとスタッフの人員ですが、私、後で一人ふえたというのはちょっと確認していなかった部分もあるんですが、パートが二人と館長と、私、五人だったと確認していましたが。

○議長（野呂日出男君）

農政課長、ことしの推移も。ことしの去年との推移も。農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

ことしの推移、推移というのは売り上げのですね。すいません、まことに申しわけないです。ことしは、まずは私のほうでまだ全部上がってきていないので、私が今持っているものでは、九月までの確定でよろしいでしょうか。九月までの売り上げ、これが確定してございます。ただ、全体の比較として、この後、今後十月から三月まで、もし二十五年度と同水準で売り上げがあった場合でお答えさせていただきます。そうすると、売り上げが一億五千百万円ということで、昨年よりも伸びるだろうという予測をしてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ちょっとスタッフについて、私は四人なのかなというふうに思っているんですけども、収支計画書でいけば給料となっているのが四百五十五万円ですから、これが一名分なのか二名分なのかちょっと定かではないんですけども、パー

ト代が五百九十五万円ほどになっておるんですけれども、五名なんですか。賃金として支払われている方のスタッフというのはどういうふうになっていらっしゃるのかというふうに改めてお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

申しわけございませんでした。これは昨年度の収支ということで、四名でございます。ことし一人ふやしているということで、私そちらのほうの人数を言ってしまいました。すいませんでした。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

先ほど同僚の浅利議員、何か心優しいもので、冒頭、施設組合のほうで一年契約にした経緯、施設組合のほうから一年契約してもらったのかどうか、それにお答えしていないと思うんですけれども、議長これ、もう一回課長の答弁をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

すいません、一年契約にした経緯でございます。今、皆さんご存じのように拠点づくり計画ということで進めてございます。その後、今、町内にある直売組合というのが三つありまして、それらも当然これ以降に統合等も考えられてくるわけです。スケジュールにも一応そういう協議ということで入っています。そうなったときに、内容と中身と名称変更等々、そういうことの変更も出てくる可能性もある。そうなったときに、スムーズに移行できるようにということで、

当面の間ということで一年ということにしています。これについては、直売組合のほうとも話をしてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

繰り返しになるんですけれども、当初、経営ってやっぱり誰がやろうとも一年ではどうしても無理があるわけです。二年なら二年の中で店長なら店長の裁量でこういうことをこういう部門は強化しようとか、そういう計画で始まるというか、営業店の経営計画というのはできるもの、最小限二年ぐらいは必要なものではないかなと思うんですけれども、そういう希望という、課長は何か合意、内部でいろいろ話しして一年でもいいやというふうになったんだということなんですけれども、当初の直売組合の期間の指定管理の希望なりはなかったんですかということを知っているんですけれども。指定管理をさせるんだから町の責任でやってもらいますよというようなことなんでしようけれども、当初の希望というのは二年なり三年なりとか、そういうのはなかったんですかというふうに知っているわけで、その点については明確に答えていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

希望というのは、最終的にそういう希望は出ていません。というのは、今まで協議する段階で、そのメンバーとして直売組合の代表者も入ってしまっていて、そういう協議も一緒にやってきましたので、十分理解していただいているというふうに思っていました。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私はこの件については最後にしたいと思えますけれども、何か直売施設も三つもあると、その統合のお話も前も町長もしておりましたですね。町長に私お聞きいたします。三つがありますと。その統合の問題もありますと。あるいはまた、常任委員会などでも調査にもいろんな直売施設を見に行きました。ただ、この統合を行政主導でやるというようなことは厳に慎むべきことなのではないかなというふうにも私は、厳にというか、行政主導でやることを慎むべきことではないかなと。厳には取り消しますけれども。そういうふうに思っておるんですけれども、その辺はどういう認識、取り組み方なのでございましょうか。その点、町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今の浅利議員の質問にお答えします。これは行政主導というよりも、やっぱり今までやってきた直売所の団体の皆さん、役員の皆さん、あるいは農産物を提供している皆さんの意見を尊重して、協議を重ねながら、どういう方向でやったら我が町の農産物のいわゆる所得がふえるような拠点づくりをこれから目指していくんだということでございますので、いろいろ情報提供しながら、行政主導というよりも一般に広く農業団体の声を聞いて、いい方向づけをしていきたいという思いでございます。その潤滑油にはやっぱり行政がなっていくべきだと、私はそう思っております。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決いたします。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第八十八号平成二十六年度藤崎町一般会計補正予算（第八回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

歳出のほうのページ数でいきますと、十九ページでございます。十九ページの財産管理費二百二十万円ほど支出するという事なんですけれども、内容を明らかにしていただきたいと思います。

ついでに、工事請負費の防災無線屋外拡声子局設備改修工事費百万円ほどですけれども、この内容についても明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

財産管理費の修繕料並びに工事費の内容ということでございますけれども、修繕の内容につきましては、これは街灯の修繕でございます。これまでの修繕実績にあわせまして今後のものを計上したものでございます。

それと、工事費の防災無線屋外拡声子局設備改修工事費でございますが、内容といたしましては常盤地区の上町の防災子局のほう花落雷により損傷したものですから、これを修繕するものであります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十一ページにございますけれども、地域の元気臨時交付金が入札残もあるから学校給食センターの床改修工事も改めてやろうとか、そういうのも計上されておるんですけれども、その中で藤崎診療所電気設備改修工事費、額は確定して二十八万九千円ほど減額になったんですけれども、これに藤崎診療所電気設備改修工事費、これはどの部分を工事したのかということのを改めて、完了したものだと思っておりますけれども、どの部分を工事したのかということのを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。この工事に関しては、病院の外にあるキューピクルという高圧受電装置を、大分外側の箱がまが腐ってしまっているということが一つと、それから中に入っている低濃度のPCB、これを入れかえ、除去しなければならないということでありまして、そのPCBに関しては常盤の除雪センターのほうに保管いたしまして、今後、これは順番が回ってこなければPCBの処分はできませんので、順番が回ってくればその時点でPCBを処分すると。そして、高圧受電、いわゆるキューピクルの箱に関しては穴も大分あいていましたので、その部分については補強し、それから塗装をしたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

二十七ページの農業振興費の十九節負担金及び補助、海外市場視察研修事業費補助金六十九万九千円、これは町長の提案理由にもありましたけれども、リンゴの輸出先である台湾のリンゴ事情を視察してくるということだったんですけれども、これはどういう経過、経緯でこういう計上になったのか、伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

これにつきましては、藤崎町のりんごわい化栽培研究会の代表者が今年度、日本で一番リンゴの輸出が多い国ということで、そこをぜひ視察したいということで、八月に町長のところへ来て要望してございます。それに対する対応ということでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

人数とか一人当たりの額とかもそうなんですけど、こういう海外事情を視察してくるということに対して、農家のみならず町民が海外に行って広く見聞を広げるといことは大変いいことだと思うんですけども、将来こういう人材育成とか、特に私は青少年とか農家の若い人たちがこういうふうに関心を持って海外事情を視察してきて現場に役立てていくというのは大いに進めるべきだと思うんですけども、今後こういう視察研修に対してどういう姿勢で町として臨んでいくのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今の二十七ページのいわゆる海外市場視察研修の関連という形でお答えしたいと思っております。今の予算については、先ほど農政課長からお答えしたとおりでございます。りんごわい化栽培研究会が今年度で三十年の歴史の節目の年だということで、唐牛会長初め役員の方が八月上旬に私のところに、我が国、我が県から一番輸出している台湾の市場を

みずから我々の目を見て、可能性があれば我々も海外にまた輸出したいという思いからこのような形になっております。いろいろ広く、わい化栽培研究会にとどまることなく、農協のリンゴ部会とかいろんな方面に声をかけて、ただ、自己負担も伴うので、十五万ぐらいの旅行費がかかって、こういうような類いの研修については三分の一の助成ということが古くからあるみたいでございまして、一人五万円の助成ということで、今、現状で十四名がその研修視察に行くという計画をしているところでございます。

今回のこれにこだわらず、例えば将来を担う中学生とか、あるいは高校生とか、あるいは農業団体、商工団体、そういう人たちがみずからの研さんを積むための視察ということで、いろいろ要望あれば、これは重く受けとめて、我が町を担う若者たちの視野を広げる、見聞を広げるために、いろいろその都度その都度、いろいろまた考えていきたいと思っております。

また、当町におかれましては前々町長時代に中学校のハワイの視察研修もやった経緯もございます。そういうことも踏まえながら、国際的な人材を発掘、育成するためには、近い将来、形になるような形で教育委員会とも、あるいは関係部署ともいろいろ検討を重ねていきたいと、そういう思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

本当に大海を見るのは人間にとってこれから大事だと私は思っておりますが、この資料を見る限り、三枚目の資料なんですけれども、この冒頭の一番頭にある海外云々、見積書ということで、その間のことは言いません。やっぱりこれは提出するとき、研修という言葉を入れておかなければちょっと不備があるんじゃないですか、課長さん。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。これについては、こちらでとったわけでないんですけれども、わい化栽培研究会のほうでとってきたものなのですが、その前の行程、そして要望してきたときのその絡みについては研修というふうに入っています。ただ、海外旅行というのは広い意味ではただ見てくるだけということではなく、旅ということにも捉えましたので、こちらとしてはこのまま受けたということになりました。中身についてはちゃんと研修してくるということなので、すいません、そういうことでお願いします。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

中身は研修するんですけれども、やっぱり誰が見ても言葉の一言で悪くとられる方もおりますので、これからこういう要望書とか、最後に締めくくるときはきちんとした形で要望書をもらえるよう、提出されるように要望しておきます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じページ数の農業振興費、農産物拠点づくりアドバイザー料二十五万、これは年間契約ということなんですか。それとも、拠点づくりの基本設計をするため、基本構想をまとめるためのアドバイザーなんですか。何のアドバイザーを、拠点づくりのためのアドバイザーという表記ですけれども、内容をさらに詳しく説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

これにつきましては、町が当初から今後、拠点づくりを進めていくためのいろんな検討なりアドバイスということでのアドバイスということでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

拠点づくりを進めていく、具体的に何か聞かないというわからないというような言い方もされていた……（「答弁が悪い」の声あり）答弁が悪いんでしょう。町長も認めていますよ、だって。これからやることに対するアドバイザー契約だと、ずっと続くんですかと、それとも限定して拠点づくりの基本設計や基本構想までのものなのか、その辺どういうアドバイザーの趣旨でこれを二十五万円支払うという、報償費を支払うというふうになるんですかということをお聞きしているので、もうちょっと中身を説明していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

申しわけございません。加藤氏については、拠点づくり全体的なことということでお願いしてございます。その中で、今、拠点施設をつくっていく上で、町がどういう進め方をしていけばいいのか、そしてまた進めるための、もう既に終わっている会議、それから町民の方々の代表も入れて具体的な中身についての会議、そしてまた当然素人なものですから、加藤先生についてはそういう有識者ということで、それらについての講習会、それからあとは県外研修等したときについても、それについても専門家の立場から見た目と我々素人が見た目と違うということで、その視点も勉強させていただいたということで、先ほど具体的と言いましたけれども、具体的にいつ会議やったというのはちょっと私、今、手元に細かいところはないんですが、それらと、これから進めていきます、あとは六次産業化について、特に加藤先生

については得意分野でありまして、これについてはまだまだ本当に素人でございます。それを進めるための具体的な講習会なり情報提供なり、そういうことを我々とあとは生産者代表者等々入れてアドバイスなり勉強会なりを今後も、当然今後進めていかなければならないんですが、それらについてのアドバイザーということでお願いをしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

何を主に委託するのか、二十五万円、金額としては大きくないといえはない、大きいといえれば大きい、なんですけれども、委託の内容を報償費として払う、アドバイスを求める内容が何なのかということをやっぱりきっちりさせないといかんと思うんです。今、六次産業化についてのアドバイスと拠点づくり全体の進め方についてのアドバイスというふうな、課長はおっしゃり方をおったんですけれども、そうしますと、この二十五万円というふうに算定したのは当面一年間なら一年間についてという、総合的に二十五万円だと、顧問弁護士もそれぐらいだよというようなことからやったのか、はたまた一回五万円だはんで五回分だとか、そういうようなことで算定したのか、どういうふうな二十五万円の算出根拠をなさったんですか。その点を改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

これについては追加ということで、全体的なスケジュールもずれているということもあるんですが、今後、今年度中にそのスケジュールどおり行っていくと検討する部分というのが検討会なり相談会なり、こちらで意見を聞くということもあるんですが、それが五回ほど想定されます。今年度足りない分のその五回分の報酬ということでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

関連して、そこでお聞きします。同じところですか。

きのうの常任委員会の説明では、計画そのものがおくれたはんで、県の補助金の対象にならないから単費で二十五万円というお話されたと思うんですけども、今の話だば、これ終わってしまった形の、アドバイス受けてしまった形の二十五万円だと私はそのとき解釈したんですけども、そうではなくて、これからも、過去の分もあるけれども、これからの分もあるという考え方なんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

先ほど課長から話ありました。この二十五万円というのは、じゃあ、あと何回分残っている、一回五万円と聞いたんですけども、常任委員会では。二十五万円というのは五回ですけれども、じゃあ過去何回やって、あと何回分の一回五万円の分が残っているんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。



○農政課長（三上正裕君）

二十五万円のうちでよろしいですか。（「休憩」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時十三分

---

再 開 午前十一時二十四分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

大変申しわけございませんでした。四月から十月まで十回、加藤さんにお世話になっていました。そして、今後、今の追加については五回分を今後やる、五回分を追加として持たせていただきます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それは先ほど答弁ありました、今年度、来年の三月までという形の計画だということだと思います。それでは、私もこれ一般質問取り上げましたけれども、一月には基本計画ができ上がってくるという町長からの答弁ありました。では、来年度、平成二十七年度からの部分は、この加藤さんからアドバイスを受けることはないんですか。それとも、今後またアドバイスを受けて、加藤さんに対するアドバイス料は発生する可能性があるんですか、どちらですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。今後も拠点づくりを進める上で、できるまで、そしてまたその後のサポートということも出てくるかもしれません。そういうことから、とりあえずまず来年度についてもお願いしたいと考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それは今お話がありました。ちょっと不明確なんですけれども、完成するまでの話なんですか。建物が完成するまで、それとも完成した後も加藤さんからいろんな立場の中でアドバイス受けるという考え方なんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

その加藤さんというふうに決定してございませんので、今後どうしていきたいかということで、当然施設ができたとしても、実際やってみないとわからないという部分もあるわけです。その都度その都度、問題点を解決していかなければならないということもあるわけで、そういう場合はやはり専門家のアドバイスを受けながらいい方向に進めていかなければならないと思ってございます。そういう点から、やはり今後、当然できるまで、それからできた後も引き続きお願いしなければいけないのではないかとということで今、一応その計画はしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

加藤さんということで県のアドバイザーも務めている方だと受けとめておるんですけれども、一回五万円という相場というか、報償費の謝礼の根拠というか、これは弁護士でも三万円ぐらいのものじゃないのかなと思っておるんですけれども、どの辺を基準にして五万円というのを打ち出したのか。初めに二十五万円ありきから始まったものなのか、どうもその辺が納得できない。個人的な、いわゆるキースタッフならキースタッフという団体に対してということではなくて、加藤さんの個人に対してアドバイザー料を払うということなんでありますので、どういう相場感で算出したものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

加藤氏につきましては、今、弘前のほうに在住してございまして、ご自身ではケイ・シグナルというアドバイザーとかコンサルのような、そういうのを立ち上げてございます。本人が経営してございまして、県もしくは隣の弘前市等についてもアドバイザーということで指定されてございます。そういうことと、あとは近隣もしくは県内でそういうアドバイザーとしてお願いしている市町村もございますので、そういうアドバイザー料、そういうところから相場を聞いたものを参考にしてお出ししています。全く当町がほかよりも高いというようなことはございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決いたします。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第八十九号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決いたします。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第九十号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十号を採決いたします。議案第九十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第九十一号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十一号を採決いたします。議案第九十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第九十二号平成二十六年藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

水道事業会計補正予算ですけれども、固定資産除去費二千二百二十六万ほど計上されておるんですけれども、何か前にもやったような記憶もあるんですけれども、今回の固定資産除去費の内訳と理由を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。この固定資産除去、固定資産というのは旧藤崎浄水場の構築物であります。具体的には、昭和四十三年取得の配水池、池ですね、昭和五十七年取得の配水池、昭和五十六年取得の配水池、場内配置ということになっておりまして、帳簿価格といたしましては合計四千八百九万七千四百五円でございます。これまで減価償却の累計額の合計が二千六百八十二万八千六百十五円ですので、まだ帳簿上、二千二百二十六万八千七百九十万円ほど帳簿に残っておりますので、今回藤崎浄水場の構築物を解体したということですので、帳簿からとりあえずはこれを除くということで、今回その費用として計上したわけであります。

ちなみに、これ費用化しますけれども、外に出ていかない費用でございます。したがって、会計処理上、内部留保

資金としてたまるということになります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十二号を採決いたします。議案第九十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第九十三号平成二十六年藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十三号を採決いたします。議案第九十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告を願います。総務産業常任委員長、清水孝夫君。

○総務産業常任委員長（清水孝夫君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十月八日、常任委員会を開催し、農業、畜産業及び分収林に関する事の中での農業について集中審議し、サンフェ

スタいしかわ、「なみおか」アップルヒル及び鶴の里あるじゃの現地視察を実施いたしました。

サンフェスタいしかわ、「なみおか」アップルヒル及び鶴の里あるじゃの現地視察では、それぞれの現場の担当者より事業概要、施設概要、営業方針及び販売状況等の説明を受けながら、加工施設などを視察してまいりました。

各施設ともそれぞれの特色があり、その特色を生かしながら、それなりの実績を上げていますが、経営的に厳しいところも見受けられました。

以上で、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

日程第三十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付してありますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付してありますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十六年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時三十七分

---

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 吉 村 忠 男



署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 工 藤 健 一